

## 箕輪町観光戦略プラン策定支援業務仕様書

### 1 業務名 箕輪町観光戦略プラン策定支援業務

### 2 業務の目的

令和3年度から令和8年度までの観光分野における戦略プランを策定し、観光の活性化及び振興を図り、町の観光の発展を目指す。

### 3 業務の実施場所 箕輪町

### 4 業務の実施期間 契約日から令和3年3月31日まで

### 5 観光戦略プラン策定に係る体制

箕輪町観光戦略プラン検討委員会設置条例（平成31年箕輪町条例第3号）に基づき検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し、事務局を産業振興課に置く。

### 6 業務内容

委員会での議論が深まるよう、データ収集・分析や資料作成及び戦略プラン策定の支援を主に実施するものとし、具体的には次の業務を行う。

#### (1) 施策等検討に要する各種統計資料の収集・分析、資料作成

委員会での議論に用いるため、国・県等の動向把握のため基礎調査及び先進事例調査等、各種統計資料の検証により町の観光の現状を分析し、資料を作成すること。

#### (2) 箕輪町及び周辺地域の地域資源の整理

町内宿泊業者等への調査。

町内事業者等に実施するアンケートを作成しその結果を詳細に分析すること。また、分析結果について委員会での議論に使用するため、資料を作成すること。

なお調査にかかる費用は全て委託料に含むものとする。

#### (3) 町内における観光に携わる人材・事業者等の把握

上記(1)、(2)を踏まえ、町に関する課題を抽出して整理し、資料を作成すること。

#### (4) 委員会等の意見を反映した施策立案の支援

委員会での議論等のプランへの反映について検討を行うとともに、施策の体系化、プランの骨子・素案・プラン案の策定支援を行うこと。（委員会の議事録作成支援を含む。）

なお、委員会は4回程度の開催を予定しており、第1回目の委員会は8月下旬を予定。

#### (5) プラン策定の支援

ア プラン起草から完成までの各段階において、構成案、基本的な方向、基本目標、重点的な取組、達成目標等について専門的な観点からの助言・提案を行うこと。

イ プランの骨子、素案、プラン案、説明用資料等それぞれの段階で図表やレイアウト等の作成支援をすること。

#### (6) 成果品の作成

プラン素案、プラン及びプラン説明資料を成果品としてデータにて提出すること。

(7) 関係資料の作成

本仕様書に定める委託内容について、付帯的に発生する関係資料等の作成をすること。

7 成果品提出方法及び納品期限等

本業務の成果品はすべてデータでの提出とし、期限は令和3年3月31日とする。

8 業務の適正な実施に関する注意事項等

(1) 業務の再委託

受託者は、本業務の全部または一部を第三者に委託することはできません。

ただし、委託者が特別な理由があると認め、あらかじめ、これを承諾した場合には、この限りではないものとする。

(2) 守秘義務

受託者は、委託業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(3) 制作物が他社の所有権や著作権を侵すものでないこと。

本事業に関して作成した資料、成果品の所有権及び著作権は、原則として全て箕輪町に帰属すること。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術等に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、箕輪町は権利留保物についての当該権利を非独占的に使用できることとする。

9 その他

(1) 観光戦略プランの策定に当たっては、「箕輪町第5次振興計画」を踏まえた内容となるよう留意すること。

(2) 本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議して決定する。